

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年3月17日

佐伯警察署長 中津留 三次

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類 佐伯警察署庁舎設備等保守管理業務委託
- (2) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日
- (3) 委託場所 佐伯市大字鶴望2825番地4 佐伯警察署

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者
- (3) 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。
- (4) 上記の二の1及び2を証する資料を提出し、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場 所 佐伯市大字鶴望2825番地4
佐伯警察署会計課
連絡先 0972-22-2131 内線230
- (2) 日 時 平成28年3月17日（木曜日）から同月31日（木曜日）まで
午前9時から午後5時45分までの間
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

4 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

(1) 入札説明書の配布

- 場 所 佐伯市大字鶴望 2 8 2 5 番地 4
佐伯警察署会計課
TEL 0 9 7 2 - 2 2 - 2 1 3 1 内線 2 3 0
- 日 時 平成 2 8 年 3 月 1 7 日（木曜日）から同月 3 1 日（木曜日）まで
午前 9 時から午後 5 時 4 5 分までの間
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 2 の(1)及び(2)に掲げる資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県警が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- 提出の時期
平成 2 8 年 3 月 1 7 日（木曜日）から同月 3 1 日（木曜日）まで
午前 9 時から午後 5 時 4 5 分までの間
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- 資料の提出先
4 の(1)に同じ。
- 資料の提出方法
持参とする。

5 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場 所 佐伯市大字鶴望 2 8 2 5 番地 4 佐伯警察署
※佐伯警察署 2 階第 3 会議室にて受付及び入札を行うものとする。
- (2) 日 時 平成 2 8 年 4 月 1 日（金曜日）午前 1 1 時 0 0 分
※受付は、午前 1 0 時 4 5 分から午前 1 0 時 5 5 分まで

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 契約保証金に関する事項

免除する。

8 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 3 9 年大分県規則第 2 2 号）第 2 7 条に規定する事項のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- (4) 郵送による入札

9 最低制限価格に関する事項

設定しない。

10 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。再度の入札においても落札者がいないときには、同法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約に移行するものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 その他

- (1) 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札は所定の様式の入札書によりすること。
- (3) その他不明な点がある場合は、佐伯警察署会計課に問い合わせること。